

江府町条例第16号

江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部の改正をここに公布する。

令和7年6月5日

江府町長 白石祐治

令和7年6月5日  
江府町条例第16号

江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年江府町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>        </u> 宿泊料、<u>宿泊手当</u>、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、 その額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>別表第1 (第2条関係) 報酬</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、<u>宿</u> <u>泊料</u>、<u>        </u>食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、 その額は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>3 農業委員、教育委員、監査委員、がそれぞれの長の招集により、</u> <u>委員会等</u>に出席したときの費用弁償として、支給する額は、<u>車賃</u> <u>を含め一日につき、2,600円とする。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係) 報酬</p>

区分	報酬の額
教育長職務代行	月額 150,000円
教育委員	// 26,800円
農業委員会長	// 43,300円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
同代理	// 34,000円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
同委員	// 28,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
農地利用最適化推進委員	// 28,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定め

区分	報酬の額
教育長職務代行	月額 150,000円
教育委員	// 26,800円
農業委員会長	// 43,300円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
同代理	// 34,000円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
同委員	// 28,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額
農地利用最適化推進委員	// 28,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定め

	る額
差別をなくする審議会委員長	日額 3,500円
同委員	〃 3,000円
選挙管理委員長	〃 3,500円
同委員	〃 3,000円
選挙長	〃 <u>12,200円</u>
投票管理者	〃 <u>14,500円</u>
開票管理者	〃 <u>12,200円</u>
投票立会人	〃 <u>12,400円</u>
開票立会人	〃 <u>10,100円</u>
期日前投票所の投票管理者	〃 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	〃 <u>10,900円</u>
監査委員（議会選出）	月額 18,000円
同（学識経験者）	〃 26,800円
固定資産評価審査委員長	日額 3,500円
同委員	〃 3,000円
消防委員会委員長	〃 3,500円
同委員	〃 3,000円

	る額
差別をなくする審議会委員長	日額 3,500円
同委員	〃 3,000円
選挙管理委員長	〃 3,500円
同委員	〃 3,000円
選挙長	〃 <u>10,800円</u>
投票管理者	〃 <u>12,800円</u>
開票管理者	〃 <u>10,800円</u>
投票立会人	〃 <u>10,900円</u>
開票立会人	〃 <u>8,900円</u>
期日前投票所の投票管理者	〃 <u>11,300円</u>
期日前投票所の投票立会人	〃 <u>9,600円</u>
監査委員（議会選出）	月額 18,000円
同（学識経験者）	〃 26,800円
固定資産評価審査委員長	日額 3,500円
同委員	〃 3,000円
消防委員会委員長	〃 3,500円
同委員	〃 3,000円

国保運営協議会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
社会教育委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
公民館運営審議委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
分館長	年額	12,500円
表彰審議委員	日額	3,000円
スポーツ推進委員	年額	21,800円
文化財保護審議委員長	日額	3,500円
同委員	〃	3,000円
集会所運営委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
行政調査会長	〃	3,500円
同副会長	〃	3,200円
同委員	〃	3,000円
学校医	年額	72,800円
学校歯科医	〃	56,000円

国保運営協議会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
社会教育委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
公民館運営審議委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
分館長	年額	12,500円
表彰審議委員	日額	3,000円
スポーツ推進委員	年額	21,800円
文化財保護審議委員長	日額	3,500円
同委員	〃	3,000円
集会所運営委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
行政調査会長	〃	3,500円
同副会長	〃	3,200円
同委員	〃	3,000円
学校医	年額	72,800円
学校歯科医	〃	56,000円

学校薬剤師	〃	43,700円	学校薬剤師	〃	43,700円
保育所嘱託医	〃	72,800円	保育所嘱託医	〃	72,800円
保育所歯科医	〃	56,000円	保育所歯科医	〃	56,000円
特別土地保有税審議会会長	日額	3,500円	特別土地保有税審議会会長	日額	3,500円
同委員	〃	3,000円	同委員	〃	3,000円
児童館運営委員長	〃	3,500円	児童館運営委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円	同委員	〃	3,000円
総合計画審議会会長	〃	3,500円	総合計画審議会会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円	同委員	〃	3,000円
行政改革推進委員会会長	〃	3,500円	行政改革推進委員会会長	〃	3,500円
同代理	〃	3,200円	同代理	〃	3,200円
同委員	〃	3,000円	同委員	〃	3,000円
市民農園運営審議会委員長	〃	3,500円	市民農園運営審議会委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円	同委員	〃	3,000円
鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会委員	〃	8,000円	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会委員	〃	8,000円
江府町青少年有害図書審議委員会会長	〃	3,500円	江府町青少年有害図書審議委員会会長	〃	3,500円
江府町青少年有害図書審議委員会委員	〃	3,000円	江府町青少年有害図書審議委員会委員	〃	3,000円

町史編纂委員会委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町介護保険及び地域包括支援センター運営協議会会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町男女共同参画審議会会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町いじめ問題調査委員会委員 弁護士等（弁護士又は医師もしくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ）である委員長及び委員	〃	12,600円
同委員長（弁護士等である委員長を除く。）	〃	3,500円
同委員（弁護士等である委員を除く。）	〃	3,000円
福祉事務所嘱託歯科医	〃	13,570円
福祉事務所嘱託精神科医	〃	13,570円

備考

- 1 選挙管理委員会委員の選挙当日の投票時間内における報

町史編纂委員会委員長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町介護保険及び地域包括支援センター運営協議会会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町男女共同参画審議会会長	〃	3,500円
同委員	〃	3,000円
江府町いじめ問題調査委員会委員 弁護士等（弁護士又は医師もしくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ）である委員長及び委員	〃	12,600円
同委員長（弁護士等である委員長を除く。）	〃	3,500円
同委員（弁護士等である委員を除く。）	〃	3,000円
福祉事務所嘱託歯科医	〃	13,570円
福祉事務所嘱託精神科医	〃	13,570円

備考

- 1 選挙管理委員会委員の選挙当日の投票時間内における報

酬は、投票立会人に準ずる。

2 選挙管理委員会委員の選挙当日の開票時間内における報酬は、（開票立会人又は開票管理者等の選任を受けた場合を除く。）支給しない。

3 選挙管理委員会委員が開票立会人又は、開票管理者等に選任された場合は、それぞれの報酬規定に準ずる。

酬は、投票立会人に準ずる。

2 選挙管理委員会委員の選挙当日の開票時間内における報酬は、（開票立会人又は開票管理者等の選任を受けた場合を除く。）支給しない。

3 選挙管理委員会委員が開票立会人又は、開票管理者等に選任された場合は、それぞれの報酬規定に準ずる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。